

————— JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd. —————

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンファイナンス・フレームワークの評価結果を公表します。

## 株式会社ウエストホールディングスの グリーンファイナンス・フレームワークに対して Green 1(F)を付与

評価対象 : 株式会社ウエストホールディングス グリーンファイナンス・フレームワーク

### <グリーンファイナンス・フレームワーク評価結果>

総合評価	Green 1 (F)
グリーン性評価（資金使途）	g1 (F)
管理・運営・透明性評価	m1 (F)

### 第1章: 評価の概要

株式会社ウエストホールディングスは、トータルエネルギーソリューション企業として、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギー事業、省エネ事業、電力事業を行うウエストグループの持株会社である。1984年5月に西日本鐘商株式会社として設立後、1985年4月に西武ハウス工業株式会社、1989年6月に株式会社ウエストに改称、2006年3月に持株会社体制に移行し、現在に至る。設立当初は住宅サービス事業を営み、2006年の太陽光発電事業参入後、2012年には太陽光を主力事業と位置付け、メガソーラーから中小規模の産業用太陽光発電、住宅向け太陽光に至るまで、太陽光の事業開発・施工・O&Mといった太陽光事業全般への取り組みを順次開始した。2014年以降はそれらの取り組みに加え、太陽光を中心とする再生可能エネルギーを軸とした事業領域におけるトータルエネルギーソリューションの実現に向け、最適な省エネサービスの提供を目指すウエストエスコのほか、再生可能エネルギーの活用を目指した新電力事業、エネルギーソリューションを活用した地方創生、タイ王国での海外展開といった事業にも着手するなど、多種多様なサービスを展開している。

ウエストホールディングスは全国各地の地域金融機関や自治体と提携した環境取り組みを推進する経営姿勢を特色としており、環境および地域創生・活性化への取り組みを通じた積極的な事業展開を行っている。

今般の評価対象は、ウエストホールディングスが社債または借入金等（グリーンファイナンス）の手段により調達する資金を、環境改善効果を有する資金使途に限定するために定めたグリーンファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）であり、本フレームワークがグリーンボンド原則（2018年版）<sup>1</sup>、グリーンボンドガイドライン（2017年版）<sup>2</sup>およびグリーンローン原則<sup>3</sup>に適合しているか否かの評価を行う<sup>4</sup>。今般のグリーンファイナンス・フレームワーク評価は、ウエストホールディングスのグリーンファイナンス方針に係る評価を行うものである。

本フレームワークによって調達された資金は、太陽光発電所および風力発電所の建設・開発等の適格プロジェクトに関連する資金に充当される。また、ウエストホールディングスは本フレームワークで対象とする適格プロジェクトに関して、想定される環境に対する負の影響を特定し、回避・緩和策を講じている。以上より、JCRは本フレームワークで定める資金使途について、高い環境改善効果を有するプロジェクトを対象としていると評価している。

適格プロジェクトの選定については、本フレームワークに定められたプロセスに従って評価・選定が行われ、ウエストホールディングスないしはグループ会社であるウエストエネルギーソリューションの取締役会にて機関決定される。グリーンファイナンスによって調達された資金はあらかじめ選定された個別のプロジェクトに全額が紐付けられるほか、追跡管理および内部統制にかかる体制についても十分に構築されている。資金の充当状況および環境改善効果にかかるレポート内容についても適切なものとなっている。したがって、JCRは本フレームワークについて、調達資金に関する管理運営体制が確立されているとともに、投資家に対する透明性を有するものであると評価した。

これらの結果、本フレームワークについて、JCRグリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とした。この結果、「JCRグリーンファイナンス・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。評価結果については次章で詳述する。

本フレームワークは、グリーンボンド原則、グリーンローン原則および環境省によるグリーンボンドガイドラインにおいて求められる項目について基準を満たしている。

<sup>1</sup> ICMA (International Capital Market Association) グリーンボンド原則 2018年版  
<https://www.icmagroup.org/green-social-and-sustainability-bonds/green-bond-principles-gbp/>

<sup>2</sup> 環境省 グリーンボンドガイドライン 2017年版 [http://greenbondplatform.env.go.jp/pdf/greenbond\\_guideline2017.pdf](http://greenbondplatform.env.go.jp/pdf/greenbond_guideline2017.pdf)

<sup>3</sup> LMA (Loan Market Association), APLMA (Asian Market Loan Association) Green Loan Principle 2018  
<https://www.lma.eu.com/>

<sup>4</sup> グリーンボンド原則、グリーンボンドガイドラインおよびグリーンローン原則は、それぞれ国際資本市場協会 (ICMA)、環境省、ローン・マーケット・アソシエーション (LMA) およびアジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション (APLMA) が自主的に公表している原則またはガイドラインであって規制ではないため、いかなる拘束力を持つものでもないが、現時点においてグローバルに統一された基準として当該原則およびガイドラインを参照して JCR では評価を行う。

## 第2章:各評価項目における対象事業の現状とJCRの評価

### 評価フェーズ1:グリーン性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、本フレームワークから実行されるグリーンファイナンスの資金使途の100%がグリーンプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1:グリーン性評価は、最上位である『g1(F)』とした。

#### (1) 評価の視点

本項では、最初に、フレームワークで定められたグリーン適格資産が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトであるか否かを確認する。次に、資金使途がネガティブな環境への影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署または外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。

#### (2) 評価対象の現状とJCRの評価

##### <資金使途にかかる本フレームワーク>

##### ■資金使途の概要

グリーンボンドまたはグリーンローンで調達した資金は、当社が保有している既往及び新規の適格グリーンプロジェクトに関連する資金に充当する。

(適格グリーンプロジェクト)

- ・太陽光発電所、風力発電所の建設、開発等

##### ■プロジェクトが環境に与えるネガティブな影響とその対処方法

#### 1. 想定されるリスクおよび基本対応方針

- 太陽光発電設備の設置に伴う環境および地域へのネガティブインパクト（土砂災害、光害、美観等）

当社グループにおけるメガソーラー発電所の開発に際しては、地方自治体が管轄する農地転用、林地開発などの許認可取得が必要な場合がある。また、その許認可取得には地権者及び周辺地域住民の理解と協力が必要となる。

開発土地については、事前調査を行い各種認可取得に必要な措置を講じ、地域住民向け説明会を通じて地域住民の皆様の理解を得ながら事業化を進める方針としている。

#### 2. 具体的なリスク緩和対応

当社グループが開発施工する太陽光発電所は、工事仕様書、土木工事仕様書等で環境に対する影響を洗い出し対応方針を定めている。

##### (1) 現地調査

当該工事場所の周辺道路状況、既設構造物、既設埋設物、周囲環境等を考慮し現地調査を実施する。

##### (2) 法令準拠（環境関連）

関連法令および諸規則を事前に洗い出し遵守を定めている。

『建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、道路法、砂防法、河川法、海岸法、下水道法、航空法、森林法、農地法、廃棄物処理及び清掃に関する法律、電気事業法、消防法、建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、土壌汚染対策法、文化財保護法、環境影響評価法、景観保護条例、など』

また、一定規模以上の土地の改変については環境アセスを実施する。

(続く)

(続き)

(3) 本仕様書において、特に環境に関する事項として下記のように定めている。

当社は、工事の遂行にあたり、環境保全（周辺環境の保全、大気汚染、土壌汚染及び水質汚濁ならびに地下水位低下等の防止）に関する諸法規を順守しなければならない。

①振動、騒音、濁水等の公害防止のための施工方法の選定に留意し、施工中の公害防止に努めること。

②工事用車両が工事用地等から出庫する場合には、公道に土砂等を引き出さないよう公道の汚損防止に努めなければならない。公道を汚した場合には、請負者の負担と責において、速やかに清掃するものとする。

③周辺の動植物の保護並びに本件工事への理解活動に努めること。

④工事施工（工事車両等の通行含む）により公道及び工事用仮設道路等を損傷した場合は、原則として請負者の負担と責において復旧すること。ただし、復旧に先立ちその損傷状況について速やかに発注者及び道路の管理者に連絡し、関係者にて協議の上、必要な対策を講じなければならない。

## ＜本フレームワークに対する JCR の評価＞

### a. プロジェクトの環境改善効果について

i. 資金使途として本フレームワークで掲げられた適格グリーンプロジェクトは、太陽光発電や風力発電といった再生可能エネルギー事業であり、環境改善効果が高い。

本フレームワークで掲げられた適格グリーンプロジェクトは、太陽光発電所や風力発電所といった再生可能エネルギー発電設備の建設、開発等を対象とするものである。これらの再生可能エネルギー発電設備は、発電時に CO<sub>2</sub> を排出しないのみならず、発電装置の工場製造時における CO<sub>2</sub> を考慮したライフサイクル CO<sub>2</sub> 排出量と比較しても火力発電の数十分の一であり、その CO<sub>2</sub> 排出削減効果は大きい。

ウエストホールディングスは、太陽光発電設備の企画・建設を行う株式会社ウエストエネルギーソリューションや、太陽光発電設備の監視・管理・保守サービスの提供を行う株式会社ウエスト O&M 等をグループ内に有している。ウエストホールディングスは 2006 年の太陽光発電事業参入後、2012 年には太陽光を主力事業と位置付けており、メガソーラーから中小規模の産業用太陽光発電、住宅向け太陽光に至るまで、豊富な事業開発および施工の実績を有する。また、発電開始後の O&M に関しても、第 1 種電気主任技術者をはじめとする多数の技術者による専門的知識と、数多くの施工・運営の実績によって蓄積されたノウハウを活用したサービスを提供する体制が整えられている。

本フレームワークで掲げられた適格グリーンプロジェクトは、大きな CO<sub>2</sub> 排出削減効果を有するとともに、豊富な実績とノウハウを有するウエストホールディングスおよびグループ各社によって事業開発・施工・O&M が行われるものであることから、CO<sub>2</sub> 排出が着実に削減されることが見込まれる。

従って、JCR は本フレームワークで掲げられた資金使途について、CO<sub>2</sub> 排出削減による環境改善効果が高いものであると評価している。

ii. 資金使途は、グリーンボンド原則、グリーンローン原則または環境省のグリーンボンドガイドラインに定義されているグリーンプロジェクトのうち、「再生可能エネルギー」に該当する。

2018年に閣議決定された第5次エネルギー基本計画においては「長期的に安定した持続的・自立的なエネルギー供給により、我が国経済社会の更なる発展と国民生活の向上、世界の持続的な発展への貢献を目指す」ことが掲げられており、再生可能エネルギーは重要な低炭素エネルギーとして位置づけられている。同計画は再生可能エネルギーについて、現時点では安定供給やコスト等様々な課題が存在するとしつつも、国内で生産される点やCO<sub>2</sub>を排出しない点に着目し、エネルギー安全保障や地域活性化、環境負荷の低減にとって重要であると評価している。同計画は2030年・2050年をベンチマークとする再生可能エネルギーの国内主力電源化を掲げ、再生可能エネルギーの積極的な導入を推進するとしている。

再生可能エネルギーは同計画において大規模開発や自家消費・地産地消を行う分散型電源のほか、災害時の非常用電源としても利用可能であるとされ、安定供給やコストといった課題を克服し、その可能性を発揮することが期待されている。

このように、国内における政策課題として再生可能エネルギーは様々な観点から重視され、次世代に真に引き継ぐべき良質な社会資本とされている。ウエストホールディングスが本フレームワークにおいて資金使途としている太陽光発電所や風力発電所といった再生可能エネルギー発電設備は、グリーンボンド原則、グリーンローン原則およびグリーンボンドガイドラインに定義された「再生可能エネルギー」に該当するとともに、国内における政策課題の解決にも資するものである。

**b. 環境に対する負の影響について**

ウエストホールディングスは適格グリーンプロジェクトの実施に際して、本フレームワーク記載の通り、環境に対する負の影響を特定し、回避・緩和策を講じている。JCRはそれらの回避・緩和策について、社内において許認可申請や事前説明、環境アセスメント等によって環境に対する負の影響を把握し、対応を行う体制が構築されており、適切であると評価している。

## c. SDGs との整合性について

資金使途の対象は再生可能エネルギーに分類される事業であり、ICMA の SDGs マッピングを参考にしつつ、JCR では、以下の SDGs の目標およびターゲットに貢献すると評価した。



### 目標 3 : すべての人に健康と福祉を

**ターゲット 3.9** 2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質および土壌の汚染による死亡および疾病の件数を大幅に減少させる。



### 目標 7 : エネルギーをみんなに そしてクリーンに

**ターゲット 7.2.** 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。



### 目標 8 : 働きがいも経済成長も

**ターゲット 8.2.** 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上およびイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。



### 目標 9 : 産業と技術革新の基盤をつくろう

**ターゲット 9.1.** すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。

**ターゲット 9.4.** 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



### 目標 11 : 住み続けられる街づくりを

**ターゲット 11.3.** 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。



### 目標 13 : 気候変動に具体的な対策を

**ターゲット 13.1.** すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）および適応の能力を強化する。

## 評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、管理・運営体制がしっかり整備され、透明性も非常に高く、計画どおりの事業の実施、調達資金の充当が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2:管理・運営・透明性評価は、最上位である『m1(F)』とした。

### 1. 資金使途の選定基準とそのプロセスにかかる妥当性および透明性

#### (1) 評価の視点

本項では、グリーンファイナンスを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性および一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

#### (2) 評価対象の現状とJCRの評価

##### a.目標

##### <目標にかかる本フレームワーク>

###### ■長期ビジョンに立った投資方針

当社は、「トータルエネルギーソリューションで、美しい未来を描く。」をグループビジョンに掲げ、再生可能エネルギーによる発電、省エネサービスの提供のほか、エネルギー活用を軸にした地域経済の好循環を実現することを目指して事業を推進している。

ウエストグループは、事業活動のなかで地球環境を考えたトータルエネルギーソリューション、なかでも太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーと省エネルギーを社会に提供することで、化石燃料に頼らない「脱炭素社会」の実現および持続可能な社会づくりに貢献し、SDGs達成を積極的に推進する。

##### <本フレームワークに対するJCRの評価>

本フレームワークに基づいて実行されるグリーンファイナンスの資金使途は太陽光発電所や風力発電所といった再生可能エネルギー発電設備の建設、開発等であり、ウエストホールディングスの主要な事業活動そのものである。JCRはウエストホールディングスがグリーンファイナンスを通じて実現しようとする目標について、同社のグループビジョンと整合的であることを確認した。

##### b.選定基準

##### <選定基準にかかる本フレームワーク>

###### ■適格性基準

資金充当対象プロジェクトは、当社の審査基準（工事仕様書、土木工事仕様書）に照らしリスク検証を実施した健全な事業運営が期待できるプロジェクトとし、以下の適格基準を満たすものとする。

- ・対象設備の建設・設置にあたり、森林法をはじめとする法令および諸規則を遵守することについて、適用される法令を確認したうえで必要となる手続きが行われていること。
- ・対象設備の建設・設置が海外で行われる場合には、設置国で求められる設備認定・許認可の取得及び環境アセスメントの手続きが適正であること。
- ・対象設備の建設・設置にあたり、周辺住民への事前説明を実施していること。

## <本フレームワークに対する JCR の評価>

本フレームワークで掲げられた選定基準は、環境に対する負の影響を適切な許認可申請や環境アセスメント、周辺住民への事前説明等を通じて回避・緩和しようとするものである。JCR は同選定基準について、グリーンファイナンスの対象を再生可能エネルギー発電設備のうち環境改善効果を有する事業に限定するものであり、適切であると評価している。

### c.プロセス

#### <プロセスにかかる本フレームワーク>

##### ■適格プロジェクトの選定プロセス

###### 1. プロジェクト選定関与者

- ・調達資金の用途となるプロジェクトは、当社グループの事業会社である（株）ウエストエネルギーソリューションのメガソーラー事業化検討会議により適格クライテリアへの適合を検討し、評価および選定を行う。

###### 2. プロジェクト選定プロセス

- ・（株）ウエストエネルギーソリューションのメガソーラー事業化検討会議は同社メガソーラー事業本部の開発部、業務・情報管理部、販売部、ならびに工務本部、品質管理部で構成され、総合的に分析・検討を行う。
- ・開発対象プロジェクトは、全案件が（株）ウエストエネルギーソリューション取締役会に付議され機関決定される。
- ・また、50 百万円以上の開発案件はさらに（株）ウエストホールディングス取締役会に付議され機関決定される。

## <本フレームワークに対する JCR の評価>

グリーンファイナンスの資金使途の対象となる適格グリーンプロジェクトは、本フレームワーク記載のプロセスに従って評価・選定が行われ、金額に応じてウエストホールディングスないしはグループ会社であるウエストエネルギーソリューションの取締役会にて機関決定される。

JCR はこれらがグリーンプロジェクトの選定プロセスとして適切であると評価している。

ウエストホールディングスはグリーンファイナンスに関する目標、選定基準およびプロセスについて、グリーンファイナンス実行時にプレスリリースないしは契約書等による開示を予定しており、投資家に対する透明性は確保されている。

## 2. 資金管理の妥当性および透明性

### (1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、発行体によって多種多様であることが通常想定されるが、本フレームワークによって調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、本フレームワークにより調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか、また、未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

#### <資金管理にかかる本フレームワーク>

##### ■調達資金と資産の紐付方法

調達資金はあらかじめ選定された個別のプロジェクトに全額紐付けられる。

##### ■調達資金の追跡管理の方法

プロジェクト資金にかかる一般的な資金追跡管理方法については以下の通り。

- ・ 建中期間について、コミットメントラインを設定あるいは都度手形貸付でつなぎ資金の融資を受ける。工事の進捗状況に合わせ借入金で工事費、材料費の支払いを行い、領収書等のエビデンスを金融機関へ提出する。
- ・ 必要に応じて資金プール口座を作成し、経理部において入出金管理データを作成している。

##### ■追跡管理に関する内部統制および外部監査

- ・ グリーンボンド発行ならびに資金使途としている資産への設備投資に紐付ける一連の手続きは、事前に当社の職務権限基準に従い（株）ウエストホールディングスの取締役会で決議されている。
- ・ また、取締役会決議事項については監査対象である。

##### ■未充当資金の管理方法

- ・ 調達資金の充当が決定されるまでの間は、調達資金は現金または現金等価物にて管理する旨をグリーンボンド発行時またはグリーンローン借入時に訂正発行登録書類または貸付基本合意書の添付書類等で投資家又は貸付人に開示の予定である。
- ・ グリーンファイナンスの調達資金の充当対象が火災等災害により滅失した場合は、保険金により当該施設を復旧する。また、売却した場合は期限前弁済を行う。

#### <本フレームワークに対する JCR の評価>

JCR は本フレームワークに加え、①調達資金の管理についてはプロジェクトの規模等に応じ、ウエストホールディングスないしはウエストエネルギーソリューションの経営陣による承認が行われること、②グリーンファイナンスによる調達資金の管理については年度毎の計画に基づいた監査が行われること、③帳票等については文書および電子ファイルがグリーンファイナンスの償還または返済まで保存される体制が整備されていることをヒアリングにより確認した。

JCR はウエストホールディングスの資金管理について、資金の充当計画が適切に策定されており調達資金がグリーンプロジェクトに確実に充当されること、追跡管理が適切に実施されること、追跡管理にかかる内部統制が適切に図られていること、未充当資金の運用についても特段の懸念がないことを踏まえ、資金管理体制は適切に構築されていると評価している。また、調達資金の管理方法については本レポートにおいて開示されており、投資家に対する透明性は確保されている。

### 3. レポート体制

#### (1) 評価の視点

本項では、本フレームワークを参照して実施されるグリーンファイナンスの実施前後の投資家等への開示体制が詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

#### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

##### <レポート体制にかかる本フレームワーク>

###### ■資金の充当状況に関する開示の方法

- ・調達された資金は、全額充当されるまで年に一度、充当済と未充当の金額を投資家又は貸付人に開示予定である。
- ・グリーンローン又はグリーンボンドが償還されるまでの間に対象資産を売却した場合で再充当の必要がある場合には、グリーンローン又はグリーンボンド調達資金の全額を適格クライテリアに合致するプロジェクトに充当するまで、当社ウェブサイト上にて、年次で開示することを予定している。
- ・充当状況および環境改善効果として当社が定めた内容について、当社ウェブサイト上にて、年次で開示の予定である。
- ・グリーンローン又はグリーンボンドが償還されるまでの間 JCR より資金の充当状況並びに環境改善効果としての開示内容等のレポートの状況を主としたグリーンローン又はグリーンボンド評価のレビューを受ける予定。

###### ■インパクト・レポートの開示方法および開示頻度

- ・当社ウェブサイト上にて、年次で開示予定。

###### ■インパクト・レポートにおける KPI (Key Performance Indicator)

- ・適格グリーンプロジェクトによって発電された発電量

##### <本フレームワークに対する JCR の評価>

#### a. 資金の充当状況にかかるレポート

ウエストホールディングスは、グリーンファイナンスによる調達資金の充当状況について年次で開示する予定である。開示方法は調達形態に応じ、投資家または貸付人に限定した開示、あるいはウェブサイト上での一般への開示となる予定である。また、グリーンファイナンスの対象資産に変動が生じ、未充当資金が発生した場合も同様にその内容を開示する予定である。JCR では、資金の充当状況にかかるレポートは適切であると評価している。

#### b. 環境改善効果にかかるレポート

ウエストホールディングスは、グリーンファイナンスの対象資産による環境改善効果について、ウェブサイト上にて年次で開示する予定である。また、調達形態に応じ、投資家または貸付人に対しての発電状況等に関する定期的な報告を予定している。JCR では、ウエストホールディングスの予定している環境改善効果にかかるレポートについて、環境改善効果の算定に必要な指標が十分開示されており、適切であると評価している。

## 4. 組織の環境への取り組み

### (1) 評価の視点

本項では、経営陣が環境問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、環境分野を専門的に扱う部署の設置または外部機関との連携によって、グリーンファイナンス調達方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準等が明確に位置づけられているか等を評価する。

### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

ウエストホールディングスは「トータルエネルギーソリューションで、美しい未来を描く。」ことをグループビジョンに掲げ、再生可能エネルギーによる発電、省エネサービスの提供のほか、エネルギー活用を軸にした地域経済の好循環を実現することを目指して事業を推進している。ウエストホールディングスは 2006 年の太陽光発電事業参入後、2012 年には太陽光を主力事業と位置付け、メガソーラーから中小規模の産業用太陽光発電、住宅向け太陽光に至るまで、太陽光の事業開発・施工・O&M といった太陽光事業全般への取り組みを順次開始した。2014 年以降はそれらの取り組みに加え、太陽光を中心とする再生可能エネルギーを軸とした事業領域におけるトータルエネルギーソリューションの実現に向け、最適な省エネサービスの提供を目指すウエストエスコのほか、再生可能エネルギーの活用を目指した新電力事業、エネルギーソリューションを活用した地方創生、タイ王国での海外展開といった事業にも着手するなど、多種多様なサービスを展開している。

ウエストホールディングスは再生可能エネルギー事業、とりわけ太陽光事業全般において、豊富な実績<sup>5</sup>を有する。メガソーラーの施工実績は 269 か所・総出力約 350MW 超となっており、これらは傾斜地や変形地、山間部のほか、日本初のフロート式水上メガソーラーといった様々な用地の特性に合わせた事業開発・施工・O&M を可能とする技術力によって実現されている。そのほか、産業用太陽光発電の施工・販売実績は 10,557 か所、住宅向け太陽光の施工・商材販売は 49,035 棟、O&M のサービス実績は 415 サイト 433MW と、いずれの分野においても着実に実績を積み重ねている。

ウエストホールディングスは再生可能エネルギーによる発電、省エネサービスの提供のほか、エネルギー活用を軸にした地域経済の好循環の実現に向けた取り組みについても注力している。再生可能エネルギーと省エネを J-クレジット制度<sup>6</sup>によって環境価値化することで得た収益を子育て支援や植林事業等へ寄付する CoCoLo プロジェクトはその一例であり、全国各地の地域金融機関と連携し、地方創生を推進している。そのほか、自治体と提携し、再生可能エネルギーを軸とした総合エネルギーマネジメント事業による地域創生を目指す日本版シュタットベルケ構想<sup>7</sup>や、農林中央金庫および全国の JA と提携し、営農と太陽光発電の両立を行うソーラーシェアリングなどについても積極的に取り組んでいる。ウエストホールディングスの地域創生・活性化に向けたこれらの取り組みはウエストホールディングスの事業成長と軌を一にして発展している。こうした全国各地の地域金融機関や自治体と提携し、環境取り組みを推進する経営姿勢はウエストホールディングスの特色であり、環境および地域創生・活性化への取り組みを通じ、ウエストホールディングスの事業活動が共に拡大するという好循環が形成されている。

ウエストホールディングスは、自社およびグループ各社に事業内容に応じた専門家を多数擁し、日々事業運営を行っているほか、必要に応じて外部の専門機関等と連携し、その知見を活用するなど、会社そのものが環境に対する専門的知見を有すると位置づけられる。また、今般の評価対象であるグリーンファイナンス・フレームワークの策定やグリーンファイナンスの実施に関しても、そうした専門的知見は十分に反映されている。

<sup>5</sup> 実績値についてはいずれも 2019 年 10 月時点

<sup>6</sup> 省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの活用による CO<sub>2</sub> 排出削減量をクレジットとして国が認証する制度

<sup>7</sup> 2019 年 8 月時点で全国 114 自治体と提携済

以上から、JCR ではウエストホールディングスの経営陣が環境問題を経営の優先度の高い重要課題と位置づけているほか、専門的知見を有する部署および外部機関との連携によってグリーンボンド調達方針・プロセス、グリーンプロジェクト選定基準等が明確に位置づけられていると評価している。

## ■評価結果

本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金用途）」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とした。この結果、「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。本フレームワークは、グリーンボンド原則、グリーンローン原則および環境省によるグリーンボンドガイドラインにおいて求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green 1(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g2(F)	Green 2(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g3(F)	Green 3(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green 4(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green 5(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

## ■評価対象

発行体/借入人：株式会社ウエストホールディングス（証券コード：1407）

### 【新規】

対象	評価
グリーンファイナンス・フレームワーク	JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：Green 1(F) グリーン性評価：g1(F) 管理・運営・透明性評価：m1(F)

(担当) 梶原 敦子・垣内 洋椰

## 本件グリーンファイナンス・フレームワーク評価に関する重要な説明

### 1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・境界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券または借入等の資金使途の具体的な環境改善効果および管理・運営体制および透明性評価等を行うものではなく、本フレームワークに基づく個別債券または個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、本フレームワークに基づき実施された個別債券または借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

### 2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

### 3. 信用格付業にかかるとの関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR グリーンファイナンス評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンボンド評価は、評価の対象であるグリーンボンドにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンボンド評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンボンド評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンボンド評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンボンド評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

### ■用語解説

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：グリーンファイナンスにより調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1(F)、Green2(F)、Green3(F)、Green4(F)、Green5(F) の評価記号を用いて表示されます。

### ■グリーンファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録)
- ・ UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・ Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候変動イニシアティブ認定検証機関)

### ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

**株式会社 日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.  
信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル